

## 議案第 6 6 号

### 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル 用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6  
7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市東品治町 1 0 7 番 2 ほか 5 筆	2, 0 1 3. 2 0 平方メートル

#### 2 相 手 方

鳥取市東品治町 1 0 6 番地

鳥取バスターミナル株式会社

#### 3 貸 付 期 間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

#### 4 貸 付 金 額

バスターミナルの使用料収入の 1 割に相当する額と当該貸付けに係る土地の国有資産  
等所在市町村交付金法（昭和 3 1 年法律第 8 2 号）第 2 条により交付すべき市町村交付

金の額のいずれか高い額

## 5 理 由

バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。